指定事業所における変更届出書の提出について

・市から指定を受けた介護サービス事業者は，介護保険法の規程により当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは，サービス事業所ごとに，「変更届出書」を市に提出することが必要です。

※ 例外的な取扱いとして，指定基準を満たしている場合に限り，管理者を除く資格要件が必須ではない職員（地域密着型特養や通所介護の介護職員等）の変更については，毎年4月1日現在において，以前の提出した人員体制に変更があった場合，毎年4月15日までに提出すればよいこととしています。（管理者及び資格が必要な職種の人員の変更は，その都度，変更届の提出が必要です。）

変更届出書の添付書類一覧

【共通事項】

・資格証等の写しには，裏面又は余白に，本人の署名捺印をすること。

・雇用関係を証明する書類は， 常勤・非常勤の別なく，届出対象者全員分を提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更事項 | 添付書類 |
| 1 | 事業所の名称 | ・付表・新しい運営規程(変更箇所の明示) |
| 2 | 事業所の所在地 | ・付表・事業所(施設)の平面図・事業所(施設)の外観及び内部のカラー写真・賃借契約等の写し(賃借物件の場合のみ)・新しい運営規程(変更箇所を明示)(→11の運営規程も変更となる) |
| 3 | 届出者（法人）の名称 | ・現在事項全部証明書 |
| 4 | 届出者（法人）の主たる事務所の所在地 | ・現在事項全部証明書，条例等（届出者が市町村の場合） |
| 5 | 代表者(開設者)の氏名及び住所 | ・現在事項全部証明書・誓約書 |
| 6 | 定款，寄附行為登記事項 | ・現在事項全部証明書 |
| 7 | 事業所の建物の構造，専用区画等 | ・付表・事業所の平面図(変更部分を図示すること)・事業所の外観及び内部のカラー写真(変更部分がわかるもの)・新しい運営規程(変更箇所の明示)(→運営規程に関係ない場合は提出不要) |
| 8 | 事業所の管理者の氏名及び住所 | ・付表・従業員全員の勤務形態一覧・資格証等の写し(資格が必要な場合のみ)・雇用関係を証する書類（辞令等）・経歴書（該当するサービスのみ）※１ |
| 9 | 運営規程 | ・付表(付表の記載事項に係る変更がある場合のみ）・新しい運営規程(変更箇所の明示) |
| 10 | 協力医療機関協力歯科医療機関 | ・付表・医療機関の概要がわかる書類・医療機関との契約書の写し |
| 11 | 役員の氏名，生年月日及び住所 | ・現在事項全部証明書・誓約書 |
| 12 | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | ・付表・介護支援専門員一覧・従業員全員の勤務形態一覧・裏面に本人の署名捺印をした介護支援専門員証の写し・雇用関係を証する書類 |
| 13 | その他の事項(上記以外の人員配置の変更) | ・付表・変更前・後の従業者の氏名がわかる書類(変更届出書に記載してある場合は不要)・従業員全員の勤務形態一覧・資格証等の写し(資格が必要な場合に限る)・雇用関係を証する書類（辞令等）・新しい運営規程(変更箇所の明示か，新旧対照表を添付)(→運営規程の記載事項に変更がある場合のみ) |

※１　該当するサービスは以下のとおり

・（介護予防）認知症対応型通所介護

　　　・（介護予防）小規模多機能型居宅介護

　　　・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

　　　・看護小規模多機能型居宅介護